

子どもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとの相談が「子どもの人権110番」に寄せられた事案。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の了承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施した。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられた。学校側においては、被害児童が安心して登校できるよう環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至った。

(措置:「調整」)

2. 祖父から孫に対する虐待事案

◆不登校状態にある中学生の生徒から、祖父からベルトで叩かれるなどの虐待を受けたとの相談が「子どもの人権110番」に寄せられた事案。

法務局は、被害生徒が通う学校へ情報提供を行うとともに、児童相談所に情報提供を行ったところ、法務局、児童相談所、学校の三者間での見守り体制が構築されるに至った。

(措置:「援助」)